

ごみ出しマナーを守りましょう



ごみは「決められた日時」に「決められた場所」へ「きちんと分別」して出しましょう。

ごみ集積所は、地区の皆さんが共同で管理する場所です。地区により収集日や収集品目(燃えるごみ・燃えないごみ)が異なります。マナー違反のごみが出されていた場合、警告シールをはった上で、回収せずに集積所に残します。地域の皆さんの迷惑になりますので、マナーを守って出してください。警告シールがはられたごみは、回収できるようにして、次回の収集日に出し直してください。

野焼き(ごみの野外焼却)は法律で禁止されています

焼却施設以外でごみを燃やす野焼きは、一部の例外を除いて法律で禁止されています。違反すると、5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金に処せられることがありますので、絶対にやめましょう。

一部の例外

- ①国や地方自治体が施設管理を行うために必要な廃棄物の焼却
(例 河川敷や道路そばの草焼き、海岸漂着物の焼却)
- ②災害の予防、応急対応又は復旧のために必要な廃棄物の焼却
(例 災害等の応急対策、火災予防訓練、凍霜害防止のための稲わらの焼却)
- ③風俗習慣上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却
(例 正月のしめ縄や門松を焚く行事)
- ④農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却
(例 焼き畑、畔の草及び下枝の焼却)
- ⑤たき火その他日常生活を営むうえで通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの(例 落ち葉たき、キャンプファイヤー)

※ただし、上記の焼却にビニール、プラスチック、紙などの家庭ごみを混入しての焼却はできません。
※その他上記に該当する場合でも、他人の迷惑になる焼却はできません。

問い合わせ 環境衛生課 ☎0978-72-9001

臨時運行許可業務(仮ナンバー貸出)を総合支所でも取り扱うようになりました

自動車の検査登録等のために運行する時は、臨時運行の許可が必要です。これまで本庁市民健康課のみで取り扱っていましたが臨時運行許可業務を各総合支所でも取り扱うようになりました。

取扱開始日

8月16日(月)から

※注意 各総合支所で許可番号標が運輸局に登録されていますので、返納は受け付けた総合支所に返すようにお願いします。

取扱窓口

**国見総合支所・
武蔵総合支所・
安岐総合支所の
地域市民健康課**

問い合わせ

市民健康課 戸籍住民班 ☎0978-72-1111 武蔵総合支所地域市民健康課 ☎0978-68-1111
国見総合支所地域市民健康課 ☎0978-82-1111 安岐総合支所地域市民健康課 ☎0978-67-1111